

資料

# これからは医療を受けるなら マイナンバーカード



# 【目次】

## I. マイナ保険証について

1. これからは保険証のルールが変わります ..... 3
2. マイナ保険証の使い方 ..... 4～5
3. オンライン資格確認ができない場合の受診方法 ..... 6
4. マイナ保険証を利用できない方の受診方法 ..... 7～8
5. 医療機関等受診時に提示するもの ..... 9

## II. 退職後の健康保険について

1. 退職後の健康保険の手続き ..... 11
2. 任意継続の手続き ..... 12～14

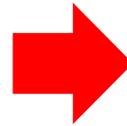
## III. 確認テスト

- 確認テスト(問題・回答) ..... 16～17

# I . マイナ保険証について

# 1. これからは保険証のルールが変わります

保険証は、マイナ保険証へ。



2024年12月2日に、健康保険証は新たに発行されなくなり、

「**マイナ保険証**」を基本とする仕組みに移行しました。



- 発行済みの健康保険証は退職等で資格喪失にならない限り、2025年12月1日まで使用可能です。

## マイナ保険証とは



健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことです。  
従来の健康保険証よりも**便利**で、**よりよい医療を受けられる**ようになります。

## 2. マイナ保険証の使い方①

### (1) マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするには、ご自身で「利用登録」を行う必要があります。

健康保険証利用登録はここでできます



医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから登録できます。



必要なものはマイナンバーカードのみ！



スマホから簡単に登録できます。

※マイナポータルとは・・・  
政府が運営するオンラインサービスです。  
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。

正常に完了した場合      データ登録に時間を要している場合

マイナンバーカードの保険証利用登録が完了しました。

あなたの保険証情報がシステムに登録されていないため、保険証利用登録できませんでした。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

お勤め先、又はお住まいの市区町村へお問い合わせください。

厚生労働省HP掲載資料一部加工

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み

下記3つを準備

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③アプリ「マイナポータル」のインストール

- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



協会けんぽにて、マイナンバーの登録が完了していないと健康保険証利用登録は完了いたしませんので、ご注意ください。

## 2. マイナ保険証の使い方②

### (2) マイナ保険証での医療機関受診の流れ



① マイナ保険証を持って  
病院へ

② 受付のカードリーダーにマイ  
ナンバーカードを入れる。

### カードリーダーの使い方



### 3. オンライン資格確認ができない場合の受診方法

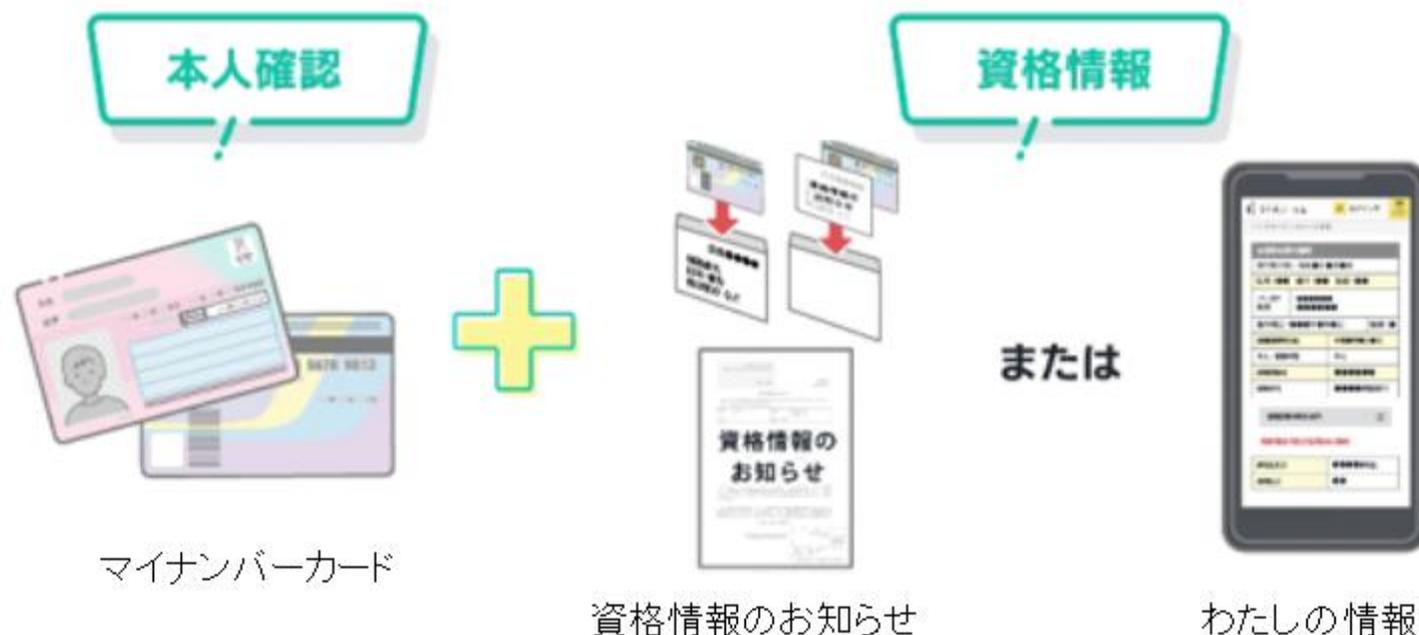
カードリーダーがない医療機関等や故障中などでカードリーダーが使えない場合、マイナンバーカードで本人確認をした上で資格情報を伝えること※で、保険診療を受けることができます。

※資格情報は「**資格情報のお知らせ**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。

●「**資格情報のお知らせ**」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。

2024年12月2日以降の新規加入者 → 資格取得時に事業所へ送付

2024年12月1日以前からの加入者 → 2024年9月と2025年1月の2回に分けて事業所へ送付



## 4. マイナ保険証を利用できない方の受診方法①

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

### (1) 資格確認書の入手方法

#### ① 被保険者資格取得届等による方法

被保険者資格取得届や被扶養者異動届の「資格確認書発行要否欄」に☑をされた方に発行します。  
また、☑をされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得の決定をされてから30～50日後に発行します。

### 【資格取得届記入時のお願い】

様式コード 2 2 0 0		健康保険 厚生年金保険 厚生年金保険	被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届		受付印	
令和 年 月 日 提出		事業所 整理記号		事業所 番号		
事業所 所在地		事業所 名称		事業主 氏名		
事業所 電話番号		提出者記入欄 提出者の個人番号に誤りがないことを確認しました。		社会保険労務士記載欄 氏名等		
被保険者 整理番号		氏名 (氏)		生年月日 令和 年 月 日		
取得 区分		個人 番号 (基礎 年金番号)		取得 (該当) 年月日		
報酬 月額		備考		被扶養者 0. 無 1. 有		
住所		備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 3. 短時間労働者の取得(特定通用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 5. その他( )		資格確認書 発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要		

マイナンバーの記入がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまで時間を要する場合があります。  
マイナンバーの記入をお願いします。

マイナ保険証をお持ちでない方で資格確認書の発行を希望される方はこちらにチェックをお願いします。

## 4. マイナ保険証を利用できない方の受診方法②

### ②資格確認書交付申請書による方法

資格確認書交付申請書をご提出いただいた方に発行します。

マイナ保険証を持っていない、家族や介助者等が同行して資格確認を補助する必要がある方などから申請いただきます。

### ③協会けんぽからの発行を待つ方法

2024年12月1日までに資格取得されている方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険証の使用できなくなる2025年12月1日までの間に資格確認書を発行する予定です。

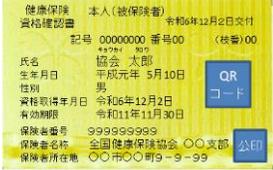
### 【資格確認書のイメージ】

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"><li>・記号・番号</li><li>・枝番</li><li>・氏名(漢字、フリガナ)</li><li>・被保険者氏名</li><li>・生年月日</li><li>・被保険者/被扶養者</li><li>・性別</li><li>・QRコード</li><li>・資格取得年月日</li><li>・交付年月日</li><li>・有効期間の終期(有効期限)</li><li>・保険者名称・支部名</li><li>・保険者番号</li><li>・保険者所在地</li><li>・公印</li><li>・旧姓(併記申請があった場合)</li></ul>
裏面	<ul style="list-style-type: none"><li>・住所</li><li>・臓器提供意思表示欄 など</li></ul>



# 5. 医療機関等受診時に提示するもの

## (参考) マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得時等にチェックして申請</li> <li>・交付申請書にて申請</li> <li>・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行</li> </ul>	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得時に送付(申請不要)</li> <li>(マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能)</li> </ul>	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)

## II. 退職後の健康保険について

# 1. 退職後の健康保険の手続き

退職等により健康保険の資格を喪失した場合には、引き続き下記のいずれかの健康保険制度への加入が義務づけられています※。

※健康保険のある事業所へ退職日から間を空けずに再就職される場合は、就職先の健康保険へ加入となります。

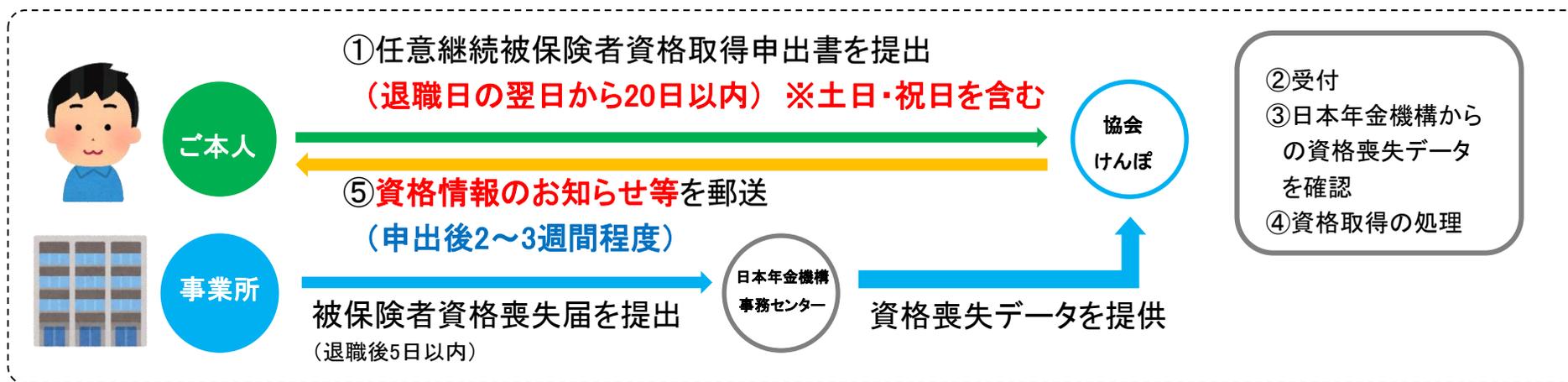
## 【退職後の健康保険】

	①国民健康保険	②家族の健康保険の被扶養者	③協会けんぽの任意継続
手続き先	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課で手続き	ご家族のお勤め先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部
加入要件	お住まいの市区町村役場へご相談ください	被扶養者としての認定基準を満たすこと 詳しくはご家族の勤務先にお問い合わせください。	・退職日（資格喪失日の前日）までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること ・退職日の翌日（資格喪失日）から20日以内に任意継続被保険者資格取得申出書を提出すること（必着）
保険料	前年の所得などにより決定 軽減制度があります※	被扶養者の負担はなし	13ページを参照

※倒産・解雇などにより失業された方（特定受給資格者および特定理由離職者）には国民健康保険料の軽減制度があります。詳しくはお住まいの市区町村役場へご相談ください。

## 2. 任意継続の手続き①

### (1) 任意継続の資格を取得するまでの流れ



### 資格の取得をお急ぎの場合

すみやかに資格取得の処理を行うため、退職証明書等の添付にご協力をお願いします

退職証明書等を添付して協会けんぽに申出することにより、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たずに資格取得の処理が可能です。



マイナンバーカードをお持ちでない場合や、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない場合は、「任意継続被保険者資格取得申出書」と併せて「**健康保険資格確認書交付申請書**」のご提出が必要です。  
**「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等の受診はできません**ので、ご注意ください。

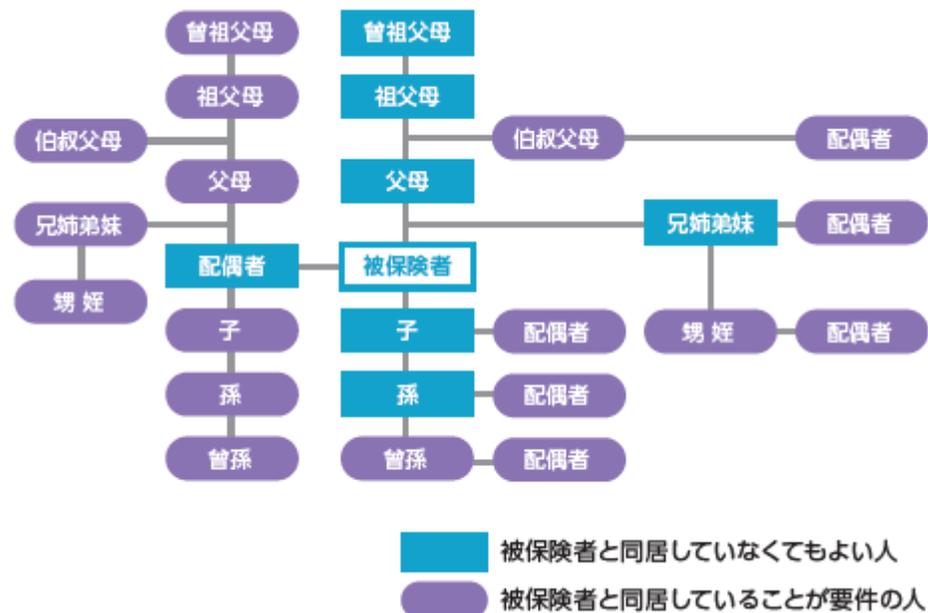


## 2. 任意継続の手続き②

### (2) 被扶養者の要件と添付書類

#### ① 被扶養者の要件

- ・主として被保険者の収入により生計を維持されており、国内に居住している  
75歳未満の方
- ・対象となる家族範囲(3親等内の親族)
- ・被扶養者となるための収入要件
  - 被保険者と同居している場合  
年収が130万円未満※、かつ、被保険者の年収の1/2未満
  - 被保険者と同居していない場合  
年収が130万円未満※、かつ、被保険者からの仕送り額より少ない  
※60歳以上または障害厚生年金受給者等の場合は180万円未満
  - 一時的な収入の増加がある場合には、人手不足による労働時間延長等に  
伴う一時的な収入増加である旨の事業主証明を添付することで、被扶養者  
となることが可能



#### ② 被扶養者となる方がいる場合に必要な添付書類

	在職時より引き続き被扶養者となる場合		任意継続の資格取得と同時に新たに被扶養者となる場合
	マイナンバーによる情報照会の実施を希望する場合	マイナンバーによる情報照会の実施を希望しない場合	
被保険者と同居	● 添付書類不要(※)	● 収入を証明する書類	● 続柄を証明する書類 ● 収入を証明する書類 ● 同居していることを証明する書類
被保険者と別居	● 仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類	● 収入を証明する書類 ● 仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類	● 続柄を証明する書類 ● 収入を証明する書類 ● 仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類

※協会けんぽがマイナンバーを未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類の提出が必要になる場合があります。

## 2. 任意継続の手続き③

### (2) 加入期間と資格喪失について

加入期間: 最長2年間(退職日の翌日から加入)

資格喪失: 次のいずれかに該当する場合

#### 任意継続被保険者の資格を喪失するとき

① 保険料※を納付期限(毎月10日(10日が土日・祝日の場合は翌営業日))までに納めなかったとき

初回納付については、資格情報のお知らせをお送りする封筒に納付書が同封されていますので、記載の期限までに納付をお願いします。

② 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき

③ 任意継続被保険者が亡くなったとき

④ 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき

⑤ 75歳になった等の理由により 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

⑥ 資格喪失を希望したとき

注) ③、④、⑤、⑥の場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出が必要です。

⑥に該当する場合、資格喪失日は「任意継続被保険者資格喪失申出書」が協会けんぽに到着した日の翌月1日となります。

#### ※任意継続の一か月の保険料

退職時点の標準報酬月額

×

都道府県支部(住所地)健康保険料率

=

任意継続の保険料

月額の上限があります。  
(毎年変更される可能性有)

40~64歳の方は介護保険料が上乗せ

全額自己負担

# Ⅲ. 確認テスト

# 確認テスト(問題)

○か×かでお答えください。

Q1. 2024年12月2日から保険証は新たに発行されなくなったため、すでに発行されている健康保険証はただちに返却しなければならない。

Q2. 任意継続を希望する退職予定の従業員がいたため、手続きを案内した。  
その際に、マイナ保険証を持っていないと話していたので「任意継続被保険者資格取得申出書」に併せて、「資格情報のお知らせ交付申請書」を提出するように説明した。

# 確認テスト(回答)

A1. ×

解説)すでに発行済みの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、経過措置期間(2025年12月1日)まで使用できるため、すぐに返却する必要はありません。ただし、経過措置期間経過前に退職等で資格喪失する場合には、資格喪失届等に添付して日本年金機構へ提出をお願いします。

A2. ×

解説)「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等の受診はできません。マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するには「資格確認書」が必要です。「任意継続被保険者資格取得申出書」に併せて「資格確認書交付申請書」の提出をお願いします。